工事費内訳書の提出について

建設工事の入札について、次のとおり工事費内訳書の提出を求めます。

１　対象工事

入札に付する全ての工事

２　提出方法

電子入札システムを使用して入札書を提出する際に、添付して提出してください。ただし、ファイルの容量等の問題により電子入札システムでの提出ができない場合は、書面で提出することができるものとします。

なお、書面参加者は、書面により工事費内訳書を作成し、必要事項を記載した封筒に封入して、入札書を提出する際にあわせて提出してください。

３　記載事項

指定の様式はありませんが、次の事項を全て記載してください。

(1) 入札年月日
(2) 工事名及び工事場所
(3) 入札者の住所、商号又は名称、代表者名及び代表者印（電子入札システムにより提出する場合は押印不要）
(4) 当該工事の設計書（金抜き）の各項目（※）及び金額
　※土木関連工事：工種（レベル２）まで　　建築関連工事：科目別内訳まで
(5) 直接工事費のうち材料費
(6) 直接工事費のうち労務費
(7) 現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額
　※建築関連工事の場合は、工事原価のうち現場労働者の法定福利費の事業主負担額
(8) 現場管理費のうち建設業退職金共済制度（建退共制度）の掛金
(9) 工事原価のうち安全衛生経費

※(5) から(9) までの経費の考え方等については、国土交通省「労務費に関するポータルサイト」をご確認ください。

国土交通省「労務費に関するポータルサイト」URL：
https://roumuhi.mlit.go.jp/labor-cost-standard/about/g-men

４　審査基準

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とします。

(1) 工事費内訳書が提出されない場合
(2) 工事費内訳書に業者名の記名・押印がない場合（押印は、電子入札システムにより提出する場合を除く。）
(3) 工事費内訳書に当該工事の工事名・工事場所が記載されていない場合（工事名に著しい誤りがあり、工事の特定が困難な場合を含む。）

(4) 工事費内訳書の合計金額と入札金額が異なる場合
(5) 工事費内訳書に記載すべき項目の記載がない場合（値引き、端数処理、その他積算の根拠が不明瞭な記載がある場合を含む。）

５　その他の取扱い

(1) 提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回（取消）は認めません。
(2) 提出された工事費内訳書は、返却しません。
(3) 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会及び警察に提出します。
(4) 提出された工事費内訳書は、福山市情報公開条例（平成１４年条例第２号）に基づく開示の対象とします。

６　適用工事

２０２５年（令和７年）１２月１２日以降に公告した工事